

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年10月15日

北海道日高振興局長 松浦 英則

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

平成30年度エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（えりも地域）

(2) 業務の目的及び内容

ア 目的

日高振興局管内においてエゾシカの生息数を適正数まで減少させるため、エゾシカ捕獲禁止区域等の捕獲困難地で捕獲を実施するとともに、捕獲手法の検証を行う。

イ 内容

捕獲計画に基づく捕獲の実施

（ア）捕獲準備（関係法令に係る必要な申請の手続きに係る資料作成を含む）

（イ）捕獲の実施

（ウ）捕獲個体の回収・運搬・処理

(3) 契約期間 契約締結の日から平成31年3月20日（水）まで

(4) 納入場所 北海道日高振興局保健環境部環境生活課

所在地 〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

(5) 納入成果品 業務結果報告書 紙媒体（A4版 1部）、電子媒体（DVD-R等 1枚）

(6) 納入期限 平成31年3月20日（水）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次の要件に該当する者であること。

(1) 単独法人又は複数法人等（法人又は法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年条例第57号）第7条に規定する暴力団関係事業者（以下、「暴力団関係事業者」という。）等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和25年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク 道内に本社または営業拠点を有すること、また、道内において、国、道、市町村等が発注するエゾシカ捕獲事業で、囲いわなによる捕獲実績を有すること。

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人または他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

コ 捕獲及び捕獲に付随する事項を実施する者が、わなによるエゾシカ捕獲に関する「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（昭和14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者または法第14条の2第7項に規定する環境省令で定める者であること。

3 参加資格申請書の審査及び参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限 平成30年10月26日(金)午後5時必着
 - イ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)持参の場合は、日曜祝日及び土曜日を除く毎日午前9時から午後5時までとする
 - ウ 提出場所 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
所在地 〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付に関する事項等

- (1) 交付期間 平成30年10月15日(月)から同年10月25日(木)まで(日曜祝日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 3の(1)のウと同じ
- (3) 交付方法 (2)の場所で交付する。
なお、北海道日高振興局保健環境部環境生活課のホームページ(<http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/index.htm>)において、ダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所、方法等

- (1) 提出期限 平成30年11月9日(金)午後5時必着
- (2) 提出場所 3の(1)のウと同じ。
- (3) 提出部数 7部(社名は1部のみ記載し、残り6部は記載しないこと)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)
- (5) ヒアリングの実施
企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する(日時及び場所は別途通知する)。
なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査(書面)を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

6 提案の無効等

- (1) 参加資格申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものとみなし、無効となることがあるので留意すること。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により、契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
- (2) 所在地 〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
- (3) 連絡先 電話番号 : 0146-22-9254
ファックス : 0146-22-7156

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。